

システム開発（変更）計画書

市民税課 軽自動車関係手続の電子化への対応

1 開発システム名（新規）	軽自動車ワンストップサービス(軽OSS連携システム)・軽自動車税納付確認システム(軽JNK S)への対応のための基幹税システムの改修
2 目的	地方税共同機構が進める軽自動車税関係手続の電子化（令和5年1月に全団体一斉導入予定）に対応するため。
3 開発システム概要	<p>【名称】軽自動車税関係手続の電子化への対応のための基幹税システムの改修</p> <p>【内容】申請者から受付けた申告書等情報（軽自動車税（種別割）申告書や自動車検査証等の情報）について、軽OSS連携システムからダウンロードした連携データ（CSVファイル）を市の基幹税システムに取り込めるよう、また、軽自動車税種別割の納付情報を軽JNK Sに登録できるようにするため改修するもの</p> <p>【期間】令和3年9月以降、改修に着手。 令和4年8月から11月の期間、軽OSS連携システム、軽JNK Sとの連動試験。 令和5年1月から運用予定。</p> <p>【場所】宇部市役所本庁舎</p>
4 現状・問題点及び開発の必要性	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none">軽自動車協会に申告された軽自動車税種別割に係る情報が、市長会を通じ紙媒体で市に提供されている。車検（継続検査）時には軽自動車税種別割の納税証明書が必要 <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none">新車新規登録が電子でなされた場合、紙でなく電子データが回付されることとなる。車検（継続検査）時に検査窓口で納税確認ができるようになる。
5 記録項目	<ul style="list-style-type: none">○申告情報等<ul style="list-style-type: none">【軽自動車税（種別割）申告書関係】1)申告日 2)車両番号 3)納税義務者住所又は所在地4)納税義務者氏名または名称（フリガナ） 他【自動車検査証関係】1)車両番号 2)交付年月日 他※申告情報等については、軽OSS連携システムからデータを取り込む。○軽自動車税種別割納付情報<ul style="list-style-type: none">1)納付の有無（車両ごと）※軽自動車税種別割納税情報を軽JNK Sに登録

6	出力帳票
7	開発の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・車検の際の納税証明書の発行が不要となる。 ・申請者は、新車新規登録の際の検査申請、軽自動車税の手続きを軽自動車OSSの窓口から電子でワンストップ申請ができるようになり、その場合、市は、電子申請がなされたデータを基幹システムへ取り込めるようになる。
8	外部への資料提供 <p>軽自動車税種別割の納付情報</p> <p>※軽自動車協会に地方団体の税務情報を開示できるよう法改正が行われる見込み。</p>
9	非開示事項
10	委託処理
11	管理責任者 市民税課長 吉田 和弘
12	実務責任者 市民税課 税制係長 岡村 貴之

個人情報取扱意見照会書

年 月 日

宇部市個人情報保護対策審議会長 様

（実施機関名）

宇部市

宇部市個人情報保護条例施行規則第 条 の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

実施機関名	宇部市	担当課	市民税課	
区分	1	個人情報の収集	2	個人情報の提供
個人情報取扱事務の名称及び概要	[名称] 軽自動車税関係手続の電子化への対応 [概要] 軽自動車OSS連携システムにて申請者から受付けた申告書等情報（軽自動車税（種別割）申告書や自動車検査証等の情報）について、軽自動車OSS連携システムからダウンロードした連携データ（CSVファイル）を市の基幹税システムに取り込み、軽自動車税種別割の納付情報を軽JNK Sに登録できるようにするため改修するもの。令和3年9月以降、改修に着手。令和4年8月から11月の期間、軽自動車OSS連携システム、軽JNK Sとの連動試験。令和5年1月から運用予定。			
対象となる個人情報	申請者から受付けた申告書等情報（軽自動車税（種別割）の申告書や自動車検査証等の情報）及び軽自動車税種別割の納付情報			
収集又は提供しようとする理由	地方税共同機構が進める軽自動車税関係手続の電子化（令和5年1月に全団体一斉導入予定）に対応するため。			
提供しようとする場合はその提供先	軽JNK S（軽自動車税納付確認システム）			
備考	[現状] 軽自動車協会に申告された軽自動車税種別割に係る情報が、市長会を通じ紙媒体で市に提供されており、車検（継続検査）時には軽自動車税種別割の納税証明書が必要となっている。 [システム改修後] 新車新規登録を電子化した場合、紙でなく電子データが回付されることとなり、車検（継続検査）時に検査窓口で納税確認ができるようになる。			

I 軽自動車関係手続の電子化への対応

地方税共同機構が進める軽自動車税関係手続の電子化（令和5年1月～）への対応が求められている。

①「軽OSS（ワンストップサービス）連携」（システム構築）

軽自動車OSSインターフェースシステムにて申請者から受付けた申告が、環境性能割の申告と合わせてOSS都道府県税共同利用化システムで種別割の特例判定に係る自動審査の処理がなされ、処理された申告書等情報が毎日届くようになる（基幹システムへの連携データ（CSVファイル）のダウンロードによる）

→ 求められる対応

- ①基幹システム対応（申告等データの取込み）
- ②ネットワーク設定等（L GWAN端末の準備） ほか

②「軽JNKS（軽自動車税納付確認システム）」への対応（情報提供）

軽自動車税・種別割の納付情報（車両毎の納付有無）をL GWAN回線で送信。軽自動車検査協会（検査事務所）職員が電子的に納付の有無を確認できるようになる。（都道府県で導入済の登録車JNKSと同様の仕組みとなる予定）

上記の取り扱いが可能となるよう、法改正が行われる見込み。

1. はじめに

軽自動車税関係手続の電子化については、令和元年6月の代表者会議にて地方税共同機構（以下、「機構」という。）が取り組むべき重要課題として決定して以降、検討部会等を通じて継続して検討・議論を行ってきた。

令和2年12月に令和3年度税制改正大綱に「軽自動車税関係手続のオンライン化」が明記（以下参照）され、令和5年1月の稼働開始に向けて準備を進めているところ。

機構においては、令和2年度までの要件検討を踏まえ、令和3年度からは関係システムの設計・開発に4月より着手。令和5年1月の全団体一斉導入をスムーズに進められるよう、機構から各団体に随時、情報提供・情報照会させていただきますので、各団体においても、令和5年1月の稼働開始に向け準備を進めていただくようお願いいたします。

なお、地方税共通納税の対象税目拡大として、同時期に自動車税種別割（定期課税）の共通納税対応も予定されている。

令和3年度税制改正の大綱 令和2年12月21日 閣議決定（以下、抜粋）

七 納税環境整備

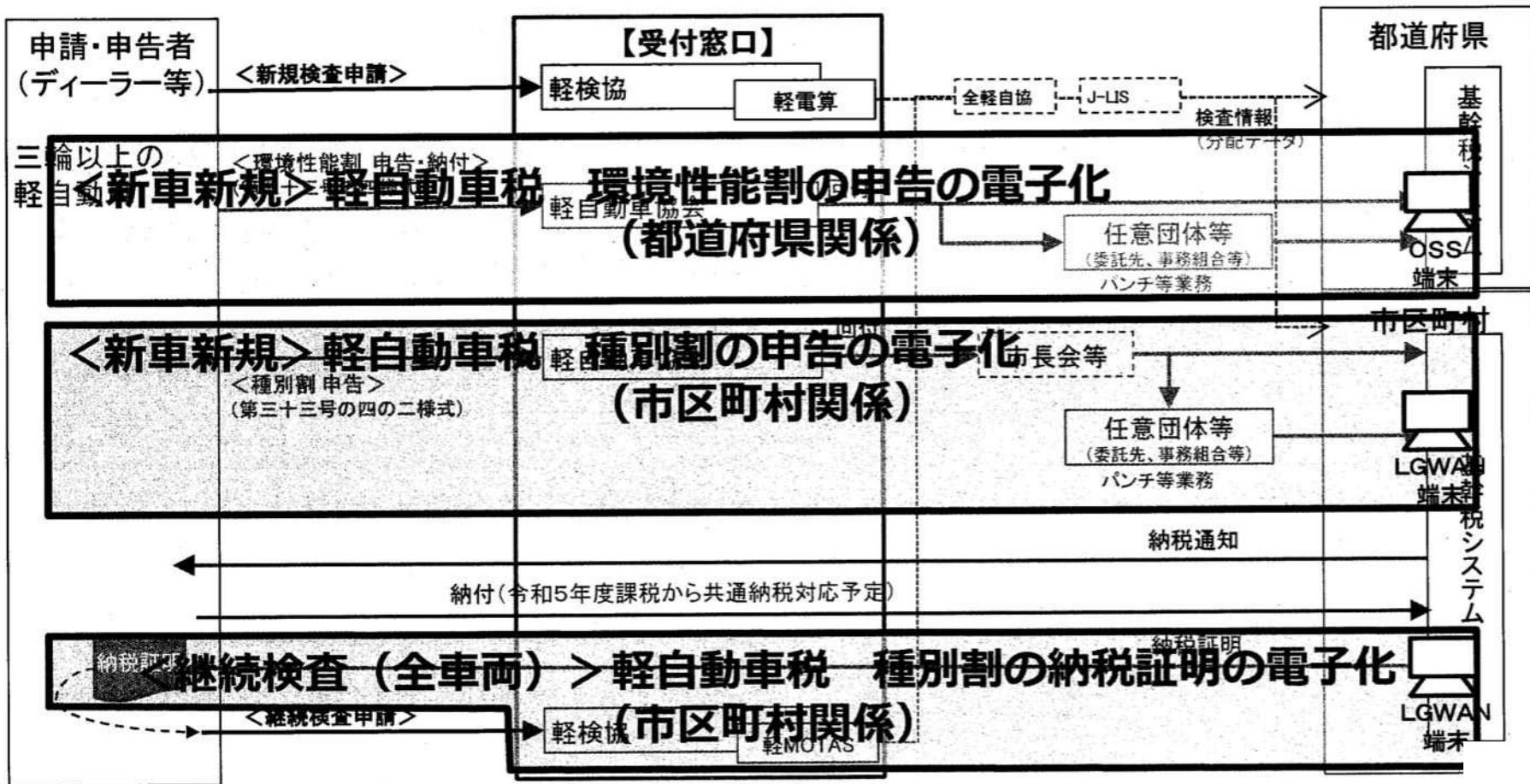
8 軽自動車税関係手続のオンライン化 （地方税）

軽自動車税環境性能割及び種別割の申告又は報告並びに継続検査時における種別割の納付の有無の事実の確認について、国の関連システムの更改時期（注）に合わせて、オンライン手続により行うことを可能とする。

（注）自動車登録検査業務電子情報処理システム等の更改時期：令和5年1月予定

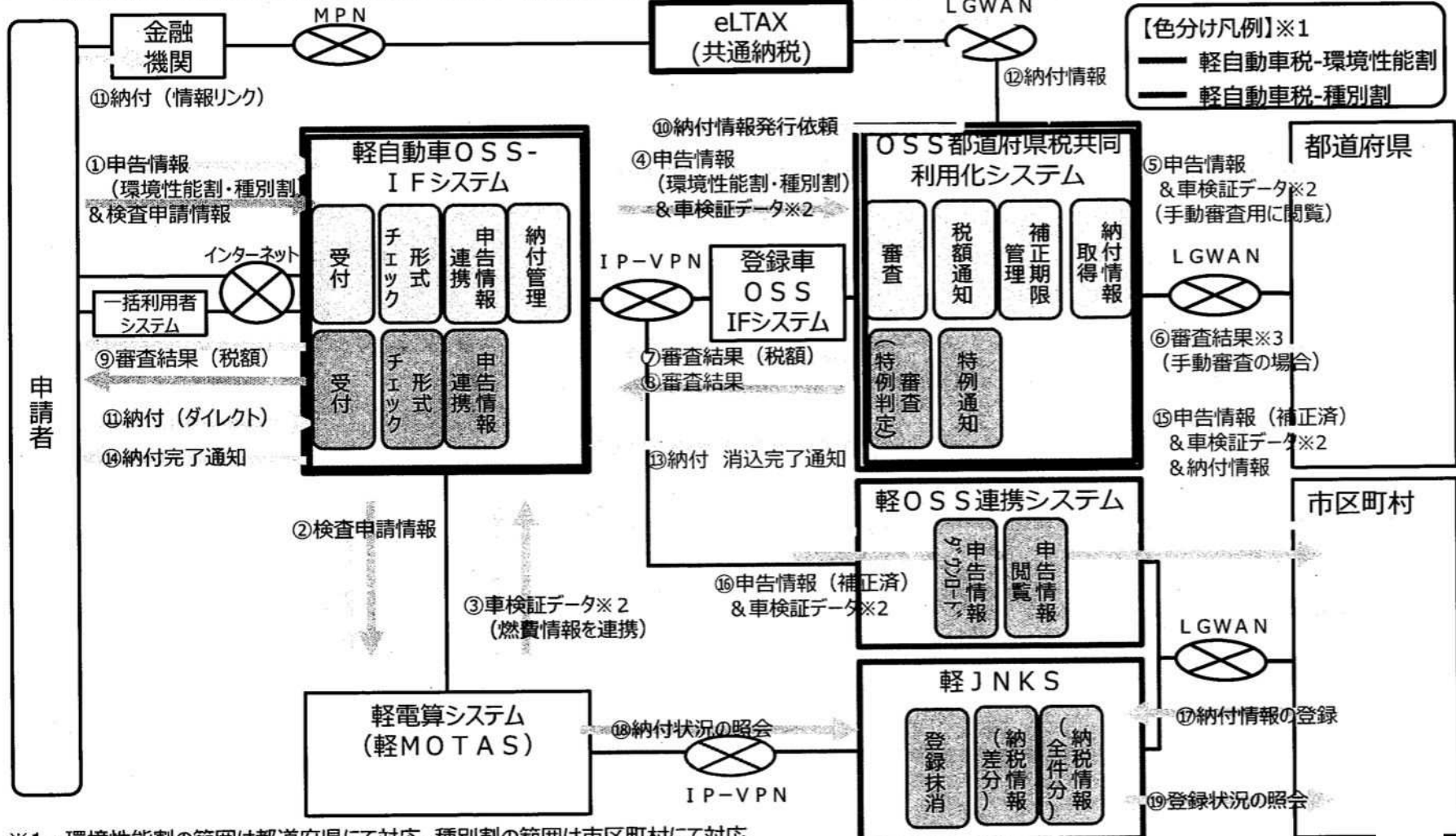
2. 軽自動車税関係手続の電子化の対象となる手続き

令和5年1月に電子化の対象となる手続きは、**三輪以上の軽自動車の新車新規登録に係る申告、継続検査向けの納税証明書の電子化**を対象。二輪車、原付への拡大は、中古新規、移転等への手続き拡大は関係機関との調整含め、今後継続検討。(時期未定)



3. 軽自動車税関係手続のシステムについて

軽自動車税関係手続に係るシステム構成、処理の流れ、機能は下記のとおり。



※1：環境性能割の範囲は都道府県にて対応、種別割の範囲は市区町村にて対応

※2：車検証データは電子でOSS申告があった車両に限定

※3：環境性能割のみ

※今後の検討でシステム構成を変更する可能性がある。

軽自動車関係手続の電子化に向けて

令和5年1月の軽自動車関係手続の電子化に向けて、市区町村においては、「軽OSS連携システム」「軽JNKS」に係る対応が必要。

なお、地方税共通納税の対象税目拡大として、同時期に軽自動車税種別割の共通納税対応も予定されている。

